

# 議 会 の



## 3 月 定 例 会

### 主 な 議 案

- ・平成21年度鶴田町一般会計予算案
- ・平成21年度鶴田町国民健康保険特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町病院事業会計予算案
- ・平成21年度鶴田町水道事業会計予算案
- ・平成21年度鶴田町下水道事業会計予算案
- ・平成21年度鶴田町老人保健特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町学校給食特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町第1財産区特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町第2財産区特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町介護保険特別会計予算案
- ・平成21年度鶴田町後期高齢者医療特別会計予算案
- ・平成20年度鶴田町一般会計補正予算(第6号)案
- ・平成20年度鶴田町下水道事業会計補正予算(第3号)案
- ・平成20年度鶴田町介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- ・平成20年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
- ・鶴田町介護従事者処遇改善臨時特別基金条例案
- ・鶴田町公営住宅建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町児童館の使用料に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町消防団の定員、任免、給与、報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町土地開発基金条例を廃止する条例案
- ・つがる西北五広域連合規約の変更について
- ・平成19年度鶴田町教育委員会の教育に関する事務の整理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について
- ・鶴田町教育委員会委員の任命について
- ・人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・「後期高齢者医療制度」に関する請願書
- ・社会資本整備を国の責任で実施する地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書採択を求める請願書
- ・三浦町議員に対する非難動議決議案

### 概 要

平成二十一年第一回鶴田町議会定例会が、三月六日から十三日までの会期八日間で開催されました。議案三十一件(うち議員提出議案一件、請願二件、報告一件)について審議が行われ、うち請願が不採択一件、継続審査一件となりましたが、そのほかについては原案どおり議決(可決二十六件、同意二件、報告終了一件)されました。

今定例会には、各会計の平成二十一年度当初予算が提出され、可決されています。このうち一般会計の当初予算額や概要については六、七ページで紹介していますのでここでは病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計および八つの特別会計の当初予算を紹介します。

### 各会計の平成21年度当初予算額【一般会計以外】

※カッコ内は対前年度の増減額です  
「/」は増、「\」は減を表わしています

#### ●病院事業会計

○収益的収入	14億8,571万9千円(＼2,257万円)
○収益的支出	14億6,937万5千円(＼2,820万9千円)
○資本的収入	1,125万9千円(＼1,520万5千円)
○資本的支出	1,125万9千円(＼1,520万5千円)

#### ●水道事業会計

○収益的収入	2億9,021万4千円(＼345万2千円)
○収益的支出	2億7,855万5千円(/136万円)
○資本的収入	0円(＼2,400万円)
○資本的支出	8,811万1千円(＼3,337万5千円)

#### ●下水道事業会計

○収益的収入	3億163万1千円(/1億6,000万7千円)
○収益的支出	3億8,567万9千円(/619万4千円)
○資本的収入	7億9,510万7千円(/2,167万7千円)
○資本的支出	9億6,034万4千円(/1億8,691万4千円)

#### ●国民健康保険特別会計

21億3,306万5千円(＼1億4,940万9千円)

#### ●老人保健特別会計

1,006万9千円(＼1億2,559万2千円)

#### ●学校給食特別会計

7,188万7千円(＼249万1千円)

#### ●第1財産区特別会計

249万4千円(＼29万3千円)

#### ●第2財産区特別会計

346万2千円(＼27万7千円)

#### ●土地取得特別会計

0円(＼18万8千円)

#### ●介護保険特別会計

14億5,976万2千円(/1億7,142万5千円)

#### ●後期高齢者医療特別会計

1億2,319万8千円(/1,400万9千円)

一般質問

編集 議会事務局

三月定例会一般質問の

要旨をお知らせします

下山勝明議員

所属会派 政誠会

合併について問う

新合併特例法期限内の合併について、町長の考えは

答弁 町長

ご質問の新合併特例法期限内の合併については、厳しい町財政運営等の認識に立ち、主要財源となる地方交付税制度の算定方法に人口と面積が導入され、当町のような人口規模や面積の小さな自治体は不利になる要件になったことや、さらに昨年の地方自治体財政健全化法に基づく財政指標が制度化されるなど、予想以上に財政運営の締め付けがなされてまいりました。主要財源の地方交付税は国の経済動向に影響を受けますので、さらに削減が続くことも想定されますが、そのような状況が続くことになり、住民サービスの見直し、各種使用料、手数料等の増額を強いられることになり、また、住民の各種要望等も含め広い範囲で難しくなることも想定していただきたいと思います。

これは返さなければならぬものであります。このような状況下で、今後の町財政の要であります地方交付税が現状維持すら難しいのではないのか。また、人口減少に伴い財政規模が縮小されることが懸念され、果たしてこのままでいいのだろうか。鶴の里懇話会でも合併についてのご質問にお答えしてまいりましたが、二年や五年の短期間も大事なことではあります。十年先、二十年先の中長期的にみて町財政が厳しくなり、町民へ財政負担を求めた時にあつた合併してればこんなことにならなかつたのにと言われても困ることです。このままでも果たして町民の幸せに結び付くのか、企業誘致等新たな自主財源の確保も困難な経済状況下で基金も乏しく、自立を継続していくのは相当困難な状況が推察されます。

新合併特例法は、平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの五年間の期限立法として成立しました。旧合併特例法にあった合併特例債はないにしても、合併に必要と認められる電算システムや施設等について、地域間格差がある場合に合併推進債や財政支援は受けられますので、これらを踏まえ、総合的に判断いたします。新合併特例法の期限内に隣接する市町との合併を目指すことが選択肢の一つとして考えられます。

以上で答弁とさせていただきます。

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

下水道事業について問う

一、普及率向上対策について

答弁 町長

下水道は、身近な生活環境を改善し良好な水環境を創出するとともに、地域住民の快適で潤いのある暮らしに欠かせない社会資本であります。

鶴田町では、昭和六十三年から下水道の整備を進めており、平成三年度には萬福川地区、平成九年度には梅沢地区、平成十一年度には梅沢地区と鶴田地区の一部が共に供用を開始しております。さらに平成十九年度には大性、鶴田を含めた上三地区の供用が開始されたところであります。平成十八年度からは山道、中野地区および水元地区の工事に着手し、全町供用開始に向けて整備を進めているところであります。

下水道整備と平行して、排水路も整備することにより、雨水排除対策、農業用排水路の水質汚濁の改善など、自然環境の保全も図っているところであります。

平成二十年十二月弘前大学農学部農学博士工藤明教授による「排水処理施設への加入率と流出負荷量の変化」と題した研究論文が発表されました。この中で鶴田町の公共下水道区域内の下水道加入率と水質環境調査が一九九八年から二〇〇六年までの調査結果として発表されており、調査開始時点での濁度、全窒素、全リン等の項目が二割から五割低下していることが報告されていることから、今後とも流域の水環境を改善するためにも、下水道への加入促進を進めてまいりたいと考えております。

二、事業推進は町財政と相談しながら進めるべき

答弁 町長

わが国の経済は、国際的金融危機などにより、景気回復は足踏み状態にあり、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。また、「骨太の方針2006」に示された今後五年間の歳出改革方針に基づき、引き続き厳しい財政状況下に置かれております。

先ほども申し述べましたが、鶴田町では昭和六十三年から下水道事業に取り組んでまいりました。この間当局の支援もあり、平成十年度最高事業費は十四億円で推移してまいりました。しかしながら「骨太の方針」以降、町の主要財源であります地方交付税の削減が、毎年一億円ずつ削減されてまいりました。さらには補助金の半分を占める起債償還費の交付税算定率も当初の50%から現在37%に落ち込んでいる状況であります。

このような中で鶴田町の下水道普及率は二十年四月現在で公共、集排水合わせて68.8%となっており、青森県下で十二番目の高率となっております。ちなみに県全体普及率で67%、町村では50.9%となっております。

三、地元業者優先で発注すべき

答弁 町長

下水道事業については、町の財政状況を勘案しながら計画的に推進しておりますが、ご質問の地元業者の工事発注については、平成十九年度発注件数二十二件に対し、町内業者十二件、54.5%、町外業者十件、45.5%となっております。平成二十年度の現時点では、発注件数十六件に対し町内業者八件、50%、町外業者八件50%となっております。それなりに大手業者の下請けで技術も積み上げられてきていることと思われ、工事に對する品質はもとより、工事の特殊性なども考慮されますので、それらを含め住民トラブルや安全管理、交通整理、出来高管理などといったリスク対応についても対応が必要とされる面もあるほか、さらに会計検査の対象となる事業でもありますので各書類作成能力なども含め、慎重に対処しながら可能な限り考えてまいりたい。

市町村合併論について問う

一、このまま鶴田町であり続けることは、困難と考えるか

答弁 町長

わが町は、昭和の合併以来、半世紀にわたる諸先輩方の偉い努力の下に今日の繁栄が築かれてまいりました。

た。新谷議員がおっしゃるとおり、このまま稲田町であり続けたいと願うのは私も同じ思いであります。しかしながら、主要財源である普通交付金は、平成十一年度のピーク時から五億円が減額となったほか、特別交付税も同様に一億円の減額となるなど、これらの削減額については、極力、住民へのサービス低下あるいは負担増にならないよう配慮しながら、集中改革プランに沿って職員定数の適正化、事務事業の見直し、補助金の削減、組織機構の見直しなど、いわば内部改革により、調整してきたものであります。さらに議会においても、独自に議員定数の削減を行うなど、町財政にご協力いただいたところであります。

また、現下の行財政は百年に一度の金融・経済不況を踏まえ、国、地方ともに大幅な収支不足が見込まれることから、これまでの財政改革路線から、緊急経済対策路線へ一時切り替えを行い、国と地方が自主的・主体的に行う経済活性化施策を盛り込み、地方交付税を臨時的に増額しておりますが、政策的にこの一、二年の対応が想定され、それ以後は不透明な状況にあり、仮に削減の状況が継続になりますと、住民サービスの見直し、各種使用料、手数料等の増額を強いられることが予想され、住民の各種要望等も含め広い範囲で難しくなることも想定していただきたいと思います。国と地方を合わせ八百四十六兆円を抱える借金財政の中で、町財政の要である地方交付税が人口と面積割により配分されることから、当町の場合、人口減少に伴い財政規模が縮小されることが懸念されるほか、新たな自主財源等の確保のための、企業誘致等も困難な経済状況下で基金も乏しく、このまま自立を継続していくのは相当困難な状況が推察されます。

下山議員からのご質問にもお答えの通り、十年、二十年先の町の将来を見据え町民の幸せを考えますと、これまで懇談会等で説明のとおり新合併特例法の期限内に隣接する市町との合併を目指すことが、選択肢の一つとして考えるところであります。

## 11. 町財政見通しの見直し

### 答弁 町長

次に今後の財政見直しについてですが、去る一月二十二日に議会合併促進特別委員会へ説明いたしました財政運営計画の資料により、現時点での財政状況をベースとして、十年間の病院事業を含めたすべての会計規模では、百二十億円から平成二十五年度の中核病院への移行により九十五億円規模へ縮小になり、その後はほぼ横ばいで推移してまいります。病院事業においては、平成二十五年度から広域連合へ経営が移行になり中核病院、診療所経費を負担金として繰り出すこととなります。その後、平成二十七年から収支バランスが崩れはじめ、各年度四、五千万円の規模で財源不足が見込まれます。その主なものは一般会計と下水道事業会計の収支バランスが悪く、一般会計においては、単年度収支では赤字になることはなく基金による留保財源で収支を保ちつつも、平成二十七年から基金が底をつくと下水道事業会計における元利償還金が増加していくことが要因として挙げられます。また、財政健全化比率では、実質公債費比率がなかなか下がらない状況になるものと推測され、これらの数は全て今後交付される地方交付税に掛かってくる訳であります。その地方交付税の配分の算出基礎が、各費目毎の単位費用方式から人口と面積割へ移行すること

から財政規模が縮小しつつあることが一番の懸念材料であります。

また、現状の町民負担では町税、国保税、介護、上下水道等使用料は年間二十二億円を負担いただいております。これを一人当たりで換算しますと年間平均約十四万五千円負担していただいているものが十年後は、千三百人の人口減少によって年平均二万円の負担増の十六万円の台になる予想となっております。単純に人口が減少したから、経費も下がるといふ見方は考えにくく行政コストは上昇するのが一般的と言えます。

以上で答弁とさせていただきます。

## 所信表明に対する一般質問

地方自治、地域（地方）経済、町民のくらしを守るために、国に言うべきことは言うべきである

### 答弁 町長

国は地方分権推進法を制定し、地方の自主自立をうたいながらも、財源については、三位一体改革の下、三兆円の税源移譲と地方交付税の五兆円の減額に伴う差額二兆円の財源不足額が、未だ解消に至っていない状況にあります。地域経済や町民のくらしを守るにも、国が地方の財政基盤をしっかりと築いていただければ、このまま行財政改革だけでは住民サービスに限界があります。これまでも、個人的にあるいは郡単位、更には県町村会、全国町村会が主体になりながら、国の関係機関等へ意見要望をしたり、県選出国会議員との意見交換会などを通して地方の窮状を訴え続けており、引き続きあらゆる機会をとらえて国へ意見要望をまいりたいと考えております。

将来を担う人材育成には、豊かな国語力を身につけることが必要でないか

一、豊かな国語力は、文化を守り、はぐくむ力となるのではないかと

### 答弁 教育長

豊かな国語力を身につけるための読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要であると考えております。また、昨今、言葉が乱れてきており、子どもたちの表現力や読解力が落ちてきており、国語の力がなければ、人の意思疎通ができなくなり、小学校の新学習指導要領でも国語の時間が増えきており、日本人として国語の力は、すべての学習の基本となるものであり、日本語で考える、日本語を完成する、ということを感じてほしいと思います。

今の子どもたちや若い人は、読んでいる文章の絶対量が少なすぎます。そのために、これらの能力が著しく欠如しております。

豊かな国語力を身につけ、日本の文化を守りはぐくんでいくためにも、学校、家庭、地域、行政が連携して読書活動に取り組みとともに、ふるさと文化を理解した将来を担う人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

### 答弁 町長

二、学校はもちろん、町図書館の充実を図るべきである

日本語の崩壊は著しく、高校で数学や物理を教える教師の話も聞けない以前に、日本語が理解できないから、問題の意味が分からないという嘆きも聞きます。少なくとも、日本人であれば、日本語の読み書きは当たり前でできるというより、もっと深いレベルで読み込めるようになることに主眼がおかれてきました。

当町では、子どもの読書活動の重要性を理解し、これまでに子ども読書活動の取り組みを深めるとともに、新たな活動の指針となるよう「稲田町子ども読書活動推進計画」を策定しており、公民館や学校、保育所等で行われている読み聞かせ会や親子を対象とした行事への参加を通じて、家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について理解を深めるよう努めております。

稲田町の小学校および中学校の各校あたりの図書費は、県内で最も多く、全国平均を上回っております。また、昨年は富士見小学校の読書活動が認められ、文部科学省から読書活動優秀実践校に選ばれました。

さらに、子どもたちが成長していく中で読書の楽しさに気づくためには、身近なところにも本と出会える環境をつくる必要があるため、公民館図書室のさまざまな活動に携わる団体と連携し、読み聞かせ会の図書に開く行事の充実を図るとともに、読書に関する相談を受けるなど、図書の実践とともに一層、読書活動の推進に努めてまいりたいと考えております。